

豊橋市と明治安田生命保険相互会社との健康増進に関する連携協定書

豊橋市（以下「甲」という。）、明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、相互の協力が可能な分野における連携を推進するため、次のとおり連携協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力を行い、豊橋市民（以下「市民」という。）の健康増進に向けた取り組みを通じて、市民のより一層の健康で幸せな生活の実現を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力を図るものとする。

- （1）健康づくりに関すること
- （2）がん対策に関すること
- （3）健康経営に関すること
- （4）生活習慣病予防に関すること
- （5）自殺予防対策・こころの健康に関すること
- （6）食の健康に関すること
- （7）歯の健康に関すること

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、連携・協力事項の検討及び実施により知り得た他の当事者の有する秘密とすべき情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、この協定締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了日の1か月前までに、甲及び乙より終了の申し出がない場合は、1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第5条 甲及び乙が、本協定の変更又は解除を申し出たときは、甲及び乙で協議のうえ、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙で協議して定めるものとする。

本協定の締結の確実を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙はそれぞれ記名のうえ各1通を所持するものとする。

令和元年11月22日

甲 愛知県豊橋市今橋町1

豊橋市長

佐原光一

乙 愛知県岡崎市康生通南2-52

明治安田生命岡崎ビル2F

明治安田生命保険相互会社

岡崎支社長

伊藤 俊哉